

# 賛助会員規程

施行 平成21年4月1日

## (入会)

第1条 一般社団法人青森県作業療法士会定款第6条第2号及び第7条に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、入会申込書を会長に提示し、理事会の承認を経て本会の賛助社員となることができる。

## (賛助社員の入会金及び会費)

- 第2条 定款第8条に定める入会金は、賛助社員にあつては2,000円とする。
- 2 定款第8条に定める会費は、賛助社員にあつては年額20,000円とする。
  - 3 入会金及び会費の納入は、原則として当該年度の4月末日までとする。
  - 4 入会金及び会費の変更は、理事会の決議により免除することができる。

## (失格)

第3条 賛助会員は、当該年度末日までに会費を納入しなかった場合、会員資格を取り消す。

## (賛助社員の特典)

第4条 賛助社員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が発行する会員名簿に、賛助会員名、住所、電話番号のほか、営業品目等を無料で掲載することができる。
- (2) 本会が発行する発行物、情報を受け取ることができる。
- (3) 作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導、助言を受けることができる。

## (募金の制限)

第5条 本会は、本会が主催する研修会、研究発表会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

## (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

## 付 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成21年5月9日から一部変更する。
3. この規則は、平成23年5月14日から一部変更する。